

「UFO商品券」取扱店ご登録のお願い

UFO 商品券取扱店表示や換金事務などについて

平成 29 年 5 月 22 日

羽 昨 市 商 工 会

羽昨市商工会では、羽昨市内の登録店で使用できる「UFO商品券」を発行しています。

この「UFO商品券」は、1 枚千円の券で、お祝いやご贈答などに手軽にご利用できますとともに、羽昨市が給付する助成金の一部としても使われています。

登録店は、羽昨市商工会会員で、登録のご希望があれば、いつでも登録店になることができます。

「UFO商品券」に関する取扱事項を、次のとおりご案内しますので、ぜひご登録いただきますようお願い申し上げます。

○商品券の販売実績	24 年度実績	：平成 24 年度 6 月～25 年 3 月	32,523,000 円
	25 年度実績	：平成 25 年度 4 月～26 年 3 月	42,488,000 円
	26 年度実績	：平成 26 年度 4 月～27 年 3 月	40,252,000 円
	27 年度実績	：平成 27 年度 4 月～28 年 3 月	217,809,000 円
	28 年度実績	：平成 28 年度 4 月～29 年 3 月	57,723,000 円
	29 年度見込	：平成 28 年度 4 月～29 年 3 月	45,000,000 円

※平成 29 年度において、羽昨市の助成によりプレミアム付（10%）商品券販売を 6 月 24 日（土）に予定しています。

※プレミアムの付かない商品券は、年間を通して、販売を行なっています。

○取扱店表示証・のぼり旗の配布

登録店は「UFO商品券 取扱店」証を店舗又は事務所に表示してください。

この表示証は特殊な紙で印刷されているため、水濡れに強く、表面を濡らし窓ガラスに貼れます。

○商品券を受け取った場合

①商品券を受け取ったら、5 カ月の使用期限内であることを確認し、商品を販売してください。

また、使用期限内であっても、コピーされた商品券（表面に「複写」の文字が浮かぶ）は当然使用できません。もし不審な商品券を提示された場合は、商工会にご連絡ください。

②受け取った商品券の裏に事業所名を記入し（ゴム印可）、「UFO商品券 交換取りまとめ票」を付けて、商品券を受け取ってから 1 カ月以内に商工会にお持ちください。「取りまとめ票」が不足した場合は、コピーされるか、商工会窓口にご請求ください。

○商品券の換金手順

商工会にお持ちいただいた商品券は、「取りまとめ票」に基づき枚数等を確認したうえ、のど共栄信用金庫羽昨支店振出の小切手でお支払いいたします。

その際に、事務手数料として代金の 1 %（羽昨市外に本社・本店のある事業者は 3 %）を控除させていただきます。

お渡しした小切手は、のど共栄信用金庫羽昨支店の窓口で現金化されるか、お取引先の金融機関の通帳にご入金ください。（小切手は、振出日から 10 日以内に金融機関で手続きをしてください）